

(非公式訳)

投資委員会布告

第 Sor. 1/2559 号

件名：投資委員会布告第 2/2557 号に基づく投資奨励対象業種の改定増補

仏暦 2557 年（2014 年）12 月 3 日付投資委員会布告第 2/2557 号、件名：投資奨励政策 および基準に引き続き、 仏暦 2520 年（1977 年）投資奨励法第 16 条第 2 段落の権限に基づき、投資委員会は以下の通り公布する。

第1項 仏暦 2557 年（2014 年）12 月 3 日付投資委員会布告第 2/2557 号巻末の投資奨励対象業種表における 4 類、5 類、7 類に文章を追加し、業種、条件、恩典を以下の通り定める。

4 類 金属製品、機械、運輸機器

業種	条件	恩典
4. 5. 4 ロボットまたは自動化装置、 および/またはその部品の組み 立て		A3
4. 8. 5. 4 燃料パイプ/チューブの製 造		A4
4. 8. 6. 11 トランスミッションケー スの製造		A3
4. 8. 7. 8 バルブの製造		A4
4. 8. 7. 10 ギアの製造		A4
4. 8. 8. 3 エアバッグ部品の製造：イ ニシエータおよびクーラン トフィルター		A4
4. 8. 8. 4 安全ベルト部品の製造：イ ンターロックおよびリトラ クター		A4
4. 8. 9. 7 ブレーキセットの製造		A4

業種	条件	恩典
4. 8. 13. 2 排気触媒の製造		A4
4. 11. 4 航空機内用品、器具の修理 (消耗および再利用可能な用品または資材を除く)		A4
4. 11. 5 宇宙関連機器の製造。例： 宇宙機の部品、人工衛星、駆動システム、誘導ロケット、宇宙関連電子機器および通信機器、探査装置、測定装置、ナビゲーション装置など。	関係機関の同意を得ること。例えば、地理情報宇宙技術開発事務局(公的機関)(Geo-informatics and Space Technology Development Agency:GISTDA)など。	A1
4. 11. 6 宇宙関連オペレーションシステム。例：探査システム、地上局システム、測定システム、評価システム、宇宙ナビゲーションシステムなど。	関係機関の同意を得ること。例えば、地理情報宇宙技術開発事務局(公的機関)(Geo-informatics and Space Technology Development Agency:GISTDA)など。	A1

### 5 類 電子・電気機器産業

業種	条件	恩典
5. 7. 3 高付加価値ソフトウェア (High Value-added Software) の開発 － Big data(ビッグデータ)、 予測アナリティクスを含む データアナリティクス (Data Analytics)の情報処理 のための分析・連携ソフト ウェアの開発およびサー ビス	1. 情報技術開発担当者の給与の費用が年間 150 万バーツ以上であること。 2. 情報技術・通信省が指定もしくは同意したソフトウェア開発プロセスを有すること。 3. 投資金額(土地代および運転資金を除く)が 1,000 万バーツ以上のプロジェクトは、操業開始期限日より 2 年間以内に国家ソフトウェア産業促進事務局からの品質規格証明書、または能力成熟度モデル統合(Capacity	A1

業種	条件	恩典
<ul style="list-style-type: none"> <li>－ 情報セキュリティー、サイバーセキュリティー(Cyber Security)のソフトウェア開発</li> <li>－ ビジネスプロセス管理を含む高度技術を使用する機器を連携・管理するソフトウェア開発</li> <li>－ 産業用ソフトウェア (Industrial Software) の開発</li> </ul>	<p>Maturity Model Integration:CMMI)の規格に応じる品質システム証明書、または同等の証明書を取得すること。それを取得できない場合、法人所得税免税権利恩典を1年間取り消す。</p> <p>4. 奨励されたソフトウェアに直接関連した販売またはサービス提供から生じた収入は、奨励対象事業の収入とする。</p>	
<p>5.9 デジタル技術サービス(Digital Service)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>－ ソフトウェアプラットフォーム(Software Platform)のサービス</li> <li>－ デジタルマネージドサービス(Managed Service)</li> <li>－ デジタル・アーキテクチャ設計サービス(Digital Architecture Design Service)</li> <li>－ デジタルサービス。例：フィンテック (FinTech), デジテック (DigiTech)、メディテック (MediTech)、アグリテック (AgriTech) など</li> </ul>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. デジタル技術人員(Digital Specialist)を採用し、投資金額(土地代および運転資金を除く)が100万バーツ以上であること。</li> <li>2. 委員会が同意したデジタルサービス提供のプロセスを有すること。</li> <li>3. 投資金額(土地代および運転資金を除く)が1,000万バーツ以上のプロジェクトは操業開始期限日より2年間以内にISO20000規格もしくは情報技術・通信省が同意したその他の規格を取得すること。それを取得できない場合、法人所得税免除恩典を1年間取り消される。</li> <li>4. 奨励されたデジタルサービスに直接関連した販売またはサービス提供から生じた収入は、奨励対象事業の収入とする。</li> <li>5. 投資奨励を申請する前に、情報技術・通信省の同意を得ること。</li> </ol>	<p>A3</p>

7 類 サービスおよび公共施設

業種	条件	恩典
7.9.1.7 航空または宇宙工業団地または工業区	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 土地面積が 100 ライ以上であること。</li> <li>2. 一部または全ての面積を保税倉庫 (Bonded Warehouse) もしくはフリーゾーン (Free Zone) とすること。</li> <li>3. 航空機または部品修理センターを設けるエリアを備えること。</li> <li>4. 委員会が同意した公共施設、設備およびサービス、すなわち、道路システム、雨水排水および洪水防止システム、水道システム、排水処理システム、電気通信システム、電力システム、消火および災害防止システム、産業廃棄物処理システム、および適切な警備システムを備えること。</li> <li>5. 関係機関の同意を得ること。</li> </ol>	A3
7.9.2.4 イノベーション・インキュベーションセンター (Innovation Incubation Center)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 高速光ファイバー通信システム (FTTX) を有すること。</li> <li>2. 連続型予備電気供給システムを有すること。</li> <li>3. 事業運営に関する助言の専門家 (Mentor) を有すること。</li> <li>4. エコシステム (Ecosystem) もしくはテクノロジコミュニティを設ける計画を有すること。</li> <li>5. 300 平方メートル以上のサービスエリアを有すること。</li> <li>6. 委員会が同意した技術もしくは技術開発に関連するトレーニングを行うこと。</li> </ol>	A1

第2項 仏暦 2557 年（2014 年）12 月 3 日付投資委員会布告第 2/2557 号卷末の投資奨励対象業種表における業種 1.2、3.1.3、3.9、3.11.1、4.8.7.2、4.8.8.1、4.8.8.2、4.8.9.6、4.11、4.11.1、4.11.2、4.11.3、5.1.1、5.7.2、7.22.1 および 7.22.2 の文章を廃止し、以下に置き換える。

1 類 農業および農産品

業種	条件	恩典
1.2 植物または動物の品種改良（バイオテクノロジー事業の範囲外の場合）	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 研究開発活動を行うこと。</li> <li>2. 農業・協同組合省の政策によるセンシティブ項目に該当する植物の品種改良は、登録資本金の 51%以上をタイ国籍者が保有すること。</li> <li>3. 奨励事業範囲内の植物の品種改良から生じる植物の繁殖による収益は奨励事業の収入とする。ただし、キャッサバの繁殖を除く。</li> <li>4. 奨励されたもしくは委員会が同意した科学・技術パークに立地する場合、法人所得税免除期間終了後、さらに 5 年間にわたり、純利益から法人所得税を 50%減税する。</li> <li>5. 研究開発人員の給与費用が年間 150万バーツ以上であること。</li> </ol>	A3

3 類 軽工業

業種	条件	恩典
3.1.3 漂白、染色および仕上げ、または印刷および仕上げ、または印刷	1. 工業省の定める布告に基づいた廃棄物処理システムおよび環境保護システムを有する工業団地、または投資奨励された工業区、または工業省が定める第30条に	A3

業種	条件	恩典
	<p>基づく工業区に工場を設立または拡張すること。</p> <p>2. 第1項の地域に立地しない場合は、環境影響を低減する措置を有する条件で既存工場の拡張のみ許可する。</p> <p>3. 繊維産業用のデジタル印刷 (Digital Printing) の場合は、すべての地域に立地することが可能である。</p> <p>4. 生産効率向上措置に基づく環境影響低減の投資奨励申請の場合は工業団地、または奨励された工業区、または工業省が定める第30条に基づく工業区のいずれで既存の工場に立地してもよい。</p> <p>5. いずれの場合、環境に優しい技術を使用すること。</p>	
<p>3.9 創造的な製品設計・開発サービス</p>	<p>1. 以下の二つの要素が揃っていること。</p> <p>1.1 設計用の情報システム</p> <p>1.2 コンセプトデザインとコンセプトのプロトタイプ (見本) 作成システム</p> <p>2. 以下のシステムの中でどれか一つを有すること。</p> <p>2.1 エンジニアリングデザインシステム</p> <p>2.2 プロトタイプ作成システムと性能試験システム</p> <p>2.3 プロトタイプ標準試験システムとユーザー検収テストシステム</p> <p>3. 全従業員の内70%以上がタイ人であること。</p>	<p>A1</p>

業種	条件	恩典
	4. 創造的な製品設計・開発担当者の給与費用が年間最低150万バーツ以上であること。 5. 奨励されたもしくは委員会が同意した科学・技術パークに立地する場合、法人所得税免除期間終了後、さらに5年間にわたり、純利益から法人所得税を50%減税する	
3. 11. 1 ハイリスクまたはハイテク医療用機器（X線装置、MRI装置、CTスキャン装置、人体インプラントなど）あるいは、公的機関による研究成果もしくは官民共同の研究成果から商品化された医療用器具・機器の製造	1. 研究開発およびイノベーションがある場合 2. 研究開発およびイノベーションがない場合	A1  A2

4 類 金属製品、機械、運輸機器

業種	条件	恩典
4. 8. 7. 2 ターボチャージャー部品の製造：タービンブレード、タービンハウジング、およびベアリングハウジング		A4
4. 8. 8. 1 エアバッグ/安全ベルトの製造		A4
4. 8. 8. 2 エアバッグインフレーター、ガス発生器、ガス発生剤の製造		A3
4. 8. 9. 6 ブレーキパイプ/チューブの製造		A4

業種	条件	恩典
4.11 航空機または宇宙関連機器の製造または修理		
4.11.1 航空機またはその部品の製造。例：機体、航空機の基幹部品、周辺機器、またはその他部品など		A1
4.11.2 航空機内用品または器具（消耗および再利用可能な用品または資材を除く）の製造。例：座席、救命胴衣、トロリー、または調理器具など		A3
4.11.3 航空機またはその部品の修理		A2

5 類 電子・電気機器産業

業種	条件	恩典
5.1.1 先進技術レベルの電気製品の製造	1. インターネットに接続することができる (Internet of Things)。または、 2. より複雑または多様な機能に対応するために、機能制御回路またはシステム、組み込みシステム (Embedded system) または組み込みソフトウェア (Embedded software) を有すること。	A3
5.7.2 企業アプリケーションソフトウェアおよび/またはデジタルコンテンツの開発	1. 情報技術開発担当者の給与の費用が年間最低 150 万バーツ以上であること。 2. 国家ソフトウェア産業促進事務局 (Software Industry Promotion Agency SIPA) が指定したまたは同意したソフトウェ	A3 (法人所得税の免除額に上限なし)



11 เมษายน 2559

業種	条件	恩典
	<p>ア開発プロセスを有すること。</p> <p>3. 土地代と運転資金を除いた投資金額が1千万バーツ以上あるプロジェクトは、操業開始期限日から2年以内に国家ソフトウェア産業促進事務局からの品質規格証明書または能力成熟度モデル統合 (Capability Maturity Model Integration (CMMI) の規格に依じる品質システム証明書または同等の証明書を取得しなければならない。それを取得できない場合、法人所得税免税権利恩典期間を1年間取り消す。</p> <p>4. 奨励されたソフトウェアに関連した販売やサービス提供から生じた収入は奨励対象事業の収入とする。</p>	

7類 サービス、公共事業

業種	条件	恩典
7. 22. 1 フェリーあるいは遊覧船サービス、または遊覧船のレンタル	関係政府機関の同意を得ること。	A3
7. 22. 2 遊覧船の乗船所サービス	船の引き上げ設備、陸上の集積場、修理場など様々な設備を持つこと。	A3

仏暦 2559 年(2016 年)2 月 29 日より有効とする。

発布日：仏暦 2559 年(2016 年)4 月 11 日

陸軍大将

(プラユット・チャンオーチャー)  
投資委員会委員長